HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	近代世界史への「書き加え」から「書き直し」へ
著者	濱，忠雄；HAMA，Tadao
引用	北海学園大学人文論集(58)：165-196
発行日	2015-03-31

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

近代世界史への「書き加え」から「書き直し」へ

濱　　忠　雄

〈まえおき〉　本稿は，「最終講義」（2014 年 2 月 6 日）のために用意した原稿に，アドリブでの補足説明を加筆し，さらに一部修正を施したものです。なお，引用文や後注は別として，本文は原稿のままの「です・ます体」とし，ハンドアウトに挙げた図版は追加の図版を含めて文献・引用注とともに後注で示しました。

はじめに

私は 2013 年 9 月に拙論の末尾で次のように書きました。

筆者の学生時代の恩師である遅塚忠躬は,「歴史学は何の役に立つのか」「歴史家の言っていることはどのくらい確かなのか」という「二つの根源的な疑問」にたち帰って歴史研究の意義を問い直し，病床にありながら逝去（2010 年 11 月 13 日）の 5 カ月前に出版した渾身の大著『史学概論』（東京大学出版会，2010 年）を次の言葉で結んだ。「歴史学に限らず，おそらく科学一般が，いま，パラダイムの転換を迫られているのではなかろうか。歴史学の新たな飛翔を若き世代に期待しつつ，本書をここで閉じることにしよう。」（464 頁）

近代世界史研究もパラダイムの転換が迫られていると言って良いであろう。近代世界史へのあれこれの「書き加え」ではなく，近代世界史の「書き直し」である。筆者は，ハイチ史を中心とする研究をとおして部分的な「書き加え」はできたと自負している。だが，「書き直し」にはほど遠い。『両インド史』に示された問題観に着目しながら，その歴史認識をめぐる諸問題を検討した本稿が近代世界史の「書き直し」

の端緒となれば，と念じている[1]。

上杉忍先生が昨年出版された『アメリカ黒人の歴史 ── 奴隷貿易からオバマ大統領まで』とこの著書を補完する論文[2]はワンセットで必読です。本田創造さんの『アメリカ黒人の歴史』(岩波新書，旧版1964年，新版1991年）は永らく米国黒人史の教科書的位置を占めてきたものですが，上杉先生の本と論文は，先生の恩師である本田さんの本を詳細に検証したもので，米国黒人史あるいは米国史全体のパラダイム転換に繋がる刺激的な「書き直し」になっているからです。

私の「最終講義」では，ハイチ史研究をとおしての近代世界史への「書き加え」の諸点を踏まえて，近代世界史の「書き直し」の見通しを述べます。未だ成熟していませんが，当面のドラフトです。

Ⅰ　ハイチ史研究をとおしての「書き加え」

そこでまず，ハイチ史研究をとおしての近代世界史への「書き加え」について，駆け足で触れます。「書き加え」の一つは，ハイチ革命研究を開拓して研究の空白を埋めたことです。

ハイチ革命とは何かを簡潔にまとめると，次のようになります。

> ハイチは，1697年以来フランス領の植民地（サン=ドマングと命名）となり，アフリカから連行された多数の黒人奴隷を労働力として砂糖，コーヒーの世界最大の生産地となって「カリブ海の真珠」と呼ばれましたが，1791年8月に起った黒人奴隷の一斉蜂起を発端とする解放運動の過程で1794年に宗主国フランスの革命議会に奴隷解放を決議させ，さらにナポレオンが奴隷制の再建を目論んで派遣した精鋭軍隊を打ち敗って1804年に独立を達成しました。「新世界」でアメリカ合衆国に次ぐ二番目の独立国，ラテンアメリカ・カリブ海地域では最初の独立国，そして世界史上初の黒人共和国です。この奴隷解放と独立の運動をハイチ革命（1791〜1804年）と総称します。

近年，海外におけるハイチ革命研究は目覚ましい進展を見せています。

とくに2000年以降の盛行が顕著で，2000年から2013年までに出版され披見し得たものに限っても，ハイチ革命あるいは傑出した指導者トゥサン・ルヴェルチュールをタイトルに含むものが約30冊，その他の関連文献が約40冊という多くを数えます。それらは，専門的なモノグラフィー，共同研究や論文集をはじめ，史料集，小説や戯曲から平易な通史や教科書副読本にいたるまで，じつに多彩です[3]。私がハイチ革命の研究に着手した1975年当時は参照できる文献が数冊に過ぎなかったことを顧みれば，まことに隔世の感がします。そして今では，マルセル・ドリニーが「ハイチ革命はアメリカ独立革命，フランス革命と並ぶ18世紀の三大革命の一つである[4]」とし，ニック・ネスビットが「ハイチ革命はイギリスやフランスやアメリカのブルジョワ革命を超える意味を持っていた[5]」と書いているように，ハイチ革命は近代世界史上きわめて重要な出来事だったことが異口同音に指摘されるようになりました。

私のハイチ革命研究は，「知られざる国」ハイチの歴史の細部にまで分け入り，カリブの小国ハイチというローカルな場から出発して人文主義や啓蒙思想，「自由」「平等」「人権」などのヨーロッパ的な〈知〉の意味を問い直し，「フランスとハイチ」といった一対一の対面関係にとどまらず，「大西洋史」（Atlantic History）の概念による「世界的横断」による分析や，脱植民地化や普遍的自由，ポストコロニアルといった問題を視野に入れた「歴史的縦断」による検討などをとおして，より等身大に近い近代世界史を構想することを課題として，その結果を3冊の単著書[6]などで発表してきました。詳細は省略しますが，それらの開拓的な研究によって，近代世界史に新たな知見を加えることができたと考えております。

「書き加え」の二つめは，フランス革命の『人権宣言』（Déclaration des droits de l'homme et du citoyen）の「歴史性」を照射し，「普遍主義」なるものの内実を示したことです。結論を先取りするなら，次のようです。

> しばしば「フランス革命の人権宣言は身分や人種によらない普遍的な人間の権利を高らかにうたった」（東京書籍・中学校歴史教科書）とされますが，それは「神話」にすぎません。『人権宣言』は，もともと，

女性，子ども，黒人，外国人にも適用することを想定していませんでした。『人権宣言』とフランス革命には，「人」と「市民」との間の，「男」と「女」との間の，「白人」と「非白人」との間の，「大人」と「子ども」との間の，「文明」と「非文明」との間の差別化を自明のものとする論理があったのです。

以下に，そのような結論が得られる根拠となる具体例を3つ示します。最初は，黒人の人権です。これも簡潔に要約すると，以下のとおりです。

フランス革命議会は，イギリスやスペイン，ポルトガルなど黒人奴隷制の植民地を持っていた他のヨーロッパ諸国，そして独立後も国内に黒人奴隷制を温存していたアメリカ合衆国などに先駆けて，1794年2月4日に黒人奴隷制の廃止を決議しました。この画期的な決議は『人権宣言』(1789年8月26日)の存在なくしてはありえなかったでしょう。しかし，『人権宣言』からの論理必然的な帰結として自動的になされたのではありません。1791年夏に始まるサン=ドマング(現ハイチ共和国)の黒人奴隷による解放運動の展開が一大転機となりました。もし黒人奴隷の蜂起がなかったなら廃止決議はなかった，と見て良いのです。加えて，廃止決議は純粋に「ユマニテ」の精神に発したのではありません。サン=ドマングがさして重要な植民地でなかったなら廃止決議はなかった，と見て大過ありません。要するに，廃止決議は「カリブ海の真珠」サン=ドマングの死守という経済的，軍事的，外交的動機による窮余の策だったのです。他方，ハイチの黒人たちにとっては，奴隷解放は与えられたものではなく，苦難の末に自ら闘い取ったものでした(7)。

次に，女性の人権です。この点では，オランプ・ドゥ・グージュ(1748〜93年)と，彼女が1791年9月頃に起草した『女性と女性市民の権利の宣言』(Déclaration des droits de la femme et de la citoyenne。以下では『宣言』と略す)が辿った運命が象徴的です。グージュは，『人権宣言』を下敷きにして，これに修正を施した独自の『宣言』を作成して王妃マリー・アントワネットに提出し，議会での審議と採択を求めました。

以下には，『宣言』の主な条文を『人権宣言』との異同が分かるように示しました[8]。

第1条：女性（femme。『人権宣言』では「人 homme」）は，自由かつ権利において男性 homme と（グージュが追加）平等なものとして生まれ，生存する。

第2条：およそ政治的結合というものの目的は，女性と男性（femme et homme。『人権宣言』では「人 homme」）の自然に備わった消滅することのない諸権利を保全することである。その諸権利とは，自由，平等，安全，およびなによりも（グージュが追加）圧政に対する抵抗である。

第3条：およそ主権というものの根源は，本質的に国民のうちに存する。国民とは女性と男性の両方である。（グージュが追加）

第10条：何びとも，その意見の表明が法律によって定められた公の秩序を乱すものでない限り，その意見のゆえに，たといそれが根源的な（『人権宣言』では「宗教上の」）意見であろうとも他から脅かされることがあってはならないのであり，女性には処刑台にのぼる権利があるのだから，同じように，演壇にのぼる権利も持たなくてはならない（グージュが追加）。

第17条：財産 propriétés は，結婚していると離別しているとにかかわらず，両性に属する。（グージュが追加）財産（『人権宣言』では「所有 propriété」）は，いずれの性にとっても，（グージュが追加）侵すべからざる神聖な権利であるがゆえに，何びとも，適法的に確認された公けの必要が明白に財産の収用を要求する場合で，しかも，正当かつ事前の補償を与えられるという条件のもとにおいてでなければ，自然からの真の遺産としての（グージュが追加）財産（『人権宣言』では「所有」）を奪われることはありえない。

見られるように，グージュは『人権宣言』が「男権宣言」に過ぎないことを喝破して人権の男女平等を求めました。しかし，その主張は無視されました。それだけではありません。『宣言』を起草したことなどが理由で「反

革命容疑者」とされギロチンで処刑されたのです。このことは，女性も革命の担い手でしたが，それにもかかわらず，「女性の人権」を自明のごとくに否定したフランス革命の「反女性的性格」を如実に示しています。かくして，女性は公的な空間から排除されて「国民国家」の周縁にとり残され，グージュと『宣言』はフランス革命200周年（1989年）頃までフランス人の「記憶」から消えたのです[9]。

この点は私のオリジナルではありません。すでに辻村みよ子さんが1970年代中頃から先駆的に指摘してきたことです[10]。私のオリジナルは，グージュが「女性の人権」だけでなく「黒人」「非嫡出児」「修道宣誓を強要された修錬士」などの権利も主張したこと，つまり，「ジェンダー」「家父長制家族」「教会」「人種」など社会的・政治的・宗教的ヒエラルキーと差別の体系に対する批判者だったことを指摘したことです[11]。グージュはまことに注目すべき人物です。

具体的な例の三つめは，子どもの人権です。

ルイ=セバスティアン・メルシエの『タブロー・ドゥ・パリ』(1782，83，88年）はフランス革命前夜パリ市民の生活と習俗を活写した貴重な史料ですが，そのなかに驚くべき記事があります。

> 〔パリでは〕例年，両親から捨てられて「捨て子養育院」に放り込まれる赤ん坊が6，7千人いる。ところが，この数を引いた残りの〔新生児の〕数は1万4，5千人を超えないのである。民衆の困窮と人類の堕落がこれ以上に明白に恐るべき姿で現れることがあろうか！　10年から12年後に，この6，7千人の赤ん坊のうち何人が生き残っているだろうか？　戦慄せよ！　せいぜい180人だ！　この恐るべき無言の数字はなんと多くのことを物語っているだろう[12]。

フランス革命前のパリでは，なんと新生児の3人に一人が捨て子されたということになります。そして革命後，捨て子はなくなるどころか増加しました。フランス全国では，1798年51,000人，1815年84,000人，1825年117,305人，1833年127,507人であり[13]，減少に向かうのはようやく19世紀後半以降のことです。つまり，子どもたちは『人権宣言』から直接の恩

恵に浴することはなかったのです。

フランスにおける捨て子に関しては二宮宏之さんや藤田苑子さんの優れた先行研究があります[14]。藤田さんは，養育院収容後１年未満で捨て子の半数が死亡している事実から,「捨て子と子殺しとの間には言葉の違いほどの違いはなかった」と書いています。私のオリジナルは捨て子の問題を『人権宣言』や「子どもの人権」「女性の人権」との連関で論じたことです[15]。

以上の具体例は，普通,「典型的なブルジョワ革命」「古典的な民主主義革命」と特徴づけられてきたフランス革命と『人権宣言』の「普遍主義」なるものの内実を示しています。ちっとも「普遍的」ではないでしょう。

しかし，それにもかかわらず，フランスこそは「普遍的」原理の創始者であり担い手であるという自己理解が生まれ，そのような自画像が後の思考･行動様式を規定することとなりました。フランス革命は 19 世紀における新たな植民地主義的展開の起点となり, これを正当化する根拠として『人権宣言』が援用されたのです。また，その際,「文明には非文明を文明化する使命がある」とする「文明化の使命 mission civilisatrice」,「『人権の国フランス』の文化による人類の教化は普遍的な任務である」とする「フランス・イデオロギーl'idéologie française」あるいは「植民地主義はフランス革命以来の伝統として継承してきた共和主義の理念を実現するものである」とする「植民地共和国フランス La France, république coloniale」などの言説が植民地支配を合理化する「隠れ蓑」になったのです[16]。

ところが, アメリカ UCLA の先生で現在ではフランス革命史研究の第一人者と言って良いリン･ハントが的確に指摘しているように,「皮肉なことに，植民地支配を受けた側が『人権宣言』を反植民地主義運動のための理論的武器に用いた[17]」という逆説が起きました。

その代表例は, なんと言っても 1945 年のヴェトナム民主共和国独立宣言でしょう。ヴェトナム民主共和国独立宣言は，かつてヴェトナムを植民地として支配した旧宗主国であるフランスの『人権宣言』の第１条に書かれた「人は，自由かつ権利において平等なものとして生まれ，生存する」という言葉を「否定できない真実」とし,『アメリカ独立宣言』の「すべての

人間は平等に創られ，造物主によって一定の奪い難い権利を付与され，そのなかに，生命，自由及び幸福の追求が含まれる」という言葉を「不滅の言葉」として称揚し，それらを自らの独立と建国の大義としたのです[18]。

ハイチ革命も一つの例とすることができます。たとえば，パトリック・ベルギャルド=スミスは「ハイチはすべての人間に普遍的な自由を主張した世界で最初の国であり，フランス革命やアメリカ革命が採用した自由の定義が限定的なものだったことを露見させた[19]」と書き，ニック・ネスビットは「ハイチ人は1789年のフランス『人権宣言』を単に模写したのではない。ハイチ人は『人権宣言』に内在する普遍的な意味を文字通り『すべての人』へと拡げたのである[20]」と書いています。ただし，ベルギャルド=スミスが「すべての人間に普遍的な自由を主張した」とし，ネスビットが「文字通り『すべての人』へと拡げた」としているのは，事実に反する過大評価であり，「贔屓の引き倒し」になりかねないものです。たしかに，人権を肌の色による区別をなくして黒人にまで拡げたことは特筆大書すべきことです。しかし，独立直後のハイチでは女性は人権の享受から排除されました。ハイチでの女性参政権の実現は1950年，その最初の実施は1957年の大統領選挙まで待たなくてはならないのです。

しかし，ともあれ，もともと「歴史性」を持っていた『人権宣言』に，なお限定的ながらも「普遍性」を与えたのは，植民地支配を受けた側だった，ということにほかなりません。

フランス革命とは何であったかは，フランス革命時代（1789〜99年）だけを見ていては，その性格，本質を見誤ります。「フランス革命の申し子」とされるナポレオンの時代（1799〜1815年）までも視野に入れなければなりません。そうすることで「典型的なブルジョワ革命」とされるフランス革命の性格，本質がよく見えてきます。この点では，かつて西川長夫さんが「フランス革命が結局，何を目指した運動であったかは，ナポレオンの時代まで見ることによって，はじめて，とは言わないまでも，よりよく理解できると思います[21]」と指摘していたことが想起されて良いでしょう。

黒人の人権の問題に則して言えば，次のことを指摘できます。1802年5

月にナポレオンは，フランス革命議会による奴隷制廃止決議を反故にして，植民地の黒人奴隷制を復活させました。そして，これと前後して，サン=ドマングには奴隷制復活を目論んで選りすぐりの精鋭軍隊を派遣しました。その彼は1803年に「国務院」でこう演説しました。

> 文明というものを持たず，植民地の何たるか，フランスの何たるかさえも知らぬアフリカ黒人に，どうして自由を与えることができようか。〔1794年に黒人奴隷制の廃止を決議した〕国民公会の多数派が自分の為すべきことを弁え，植民地の事情に精通していたなら，黒人に自由を与えたと思うか。断じてノンだ。自由を与えたらどんなことになるかを予見した人間はほとんどいなかったのだ。ユマニテの感情は空想の世界ではいつも有能である。しかし，今もその原則を守れというのか。そこには誠意はない。あるのは自惚れと偽善だけである[22]。

この演説に赤裸々なレイシズムを看て取ることは容易でしょう。ナポレオンの考えを私の言葉で翻訳すると，こうなるでしょうか。── アフリカ黒人は自由や人権を享受するに値しない。「ユマニテ」などというものは「空想」であり「偽善」である。そうした「空想の世界」から脱出して，現実的な路線へと転換しなければならない。それが「政治」というものである。黒人奴隷制問題での現実的な路線とは，1794年の奴隷制廃止決議を反故にして奴隷制を再建することである。

ナポレオンが黒人奴隷制を再建したことを，イヴ・ブノは「アンシアン・レジーム時代の野蛮への逆戻り」「ナポレオンの狂気」であるとし[23]，クロード・リッブは「ナポレオンの犯罪」と書いています[24]。

ナポレオンの時代まで視野に入れることによって一層鮮明になるのは，フランスは植民地をけっして手放なそうとしないことです。フランス革命が奴隷制を廃止したこととナポレオンが奴隷制を復活させたこととの間には違いがあります。しかし，フランス革命が奴隷制を廃止したのは，前に述べたとおり，奴隷制を廃止してでも植民地を死守しようとする，そのための窮余の策だったわけです。それゆえ，植民地主義という点では，フランス革命とナポレオンとの間に断絶はなく，ナポレオンの場合はより鮮明

になります。彼は「フランス革命の申し子」と言うに相応しいでしょう。

しかし，ナポレオン軍は完敗し撤退を余儀なくされました。そしてナポレオンの派兵が裏目となって，ハイチの独立へと帰結し，フランスはかけがえのない植民地だった「カリブ海の真珠」を失ったわけです[25]。なんとも皮肉なことです。なお，フランスが最終的に黒人奴隷制を廃止するのは約半世紀後の1848年のことです。

また，ナポレオン法典とその後の家族法制にはジェンダー・バイアスが通底しています。ここでは，フィリップ・サニャックの言葉を引用します。「ナポレオン法典は妻を夫の奴隷にした。妻には洗練された品位と屈辱と沈黙を，夫には専制的優越と粗野と凶暴さとを与えた[26]」。先にフランス革命の「反女性的性格」を指摘しましたが，この点でも，ナポレオンは「フランス革命の申し子」と言うに相応しく，「反女性的性格」はより一層鮮明になるのです。

フランスはしばしば「人権と民主主義の祖国」とされますが，「女性の人権」という点では日本並みの後進国です（女性参政権は1944年，最初の実施は日本と同じ1946年）。私は，「人権と民主主義の祖国」という言葉に慎重にカギ括弧を付けて書いてきましたが，この際，そもそも「人権と民主主義の祖国」という謂いを止めるべきでしょうか。

さて，「書き加え」の三つめは「ハイチからアメリカ史の断面への照射」です。これは，さらに二つからなります。

その一つは，しばしば「偉大なる奴隷解放者 Great Emancipator」と神格化されるエイブラハム・リンカーンの知られざる顔です。

独立後のハイチはアメリカに対して，独立国家として承認するよう繰り返し要請しましたが，アメリカは拒否し続けました。黒人奴隷制を温存していたアメリカにとっては，また，とくに南部諸州を中心として「サン=ドマングの二の舞」や「ハイチの妖怪」に対する警戒と恐怖が広がるなかでは，「近代史上唯一成功した奴隷革命」によって誕生し黒人奴隷制を廃止した黒人国家との間に公式の外交関係を持つことは避けられたのです。ところが，1862年6月5日になって連邦議会がハイチとリベリアへの総領事指

名議案を可決しリンカーンが署名しました。これによってアメリカはハイチを独立国家として承認することになったわけです。奴隷解放宣言（1863年1月1日）や奴隷解放予備宣言（1862年9月23日）以前のことです。そこで問題になるのは，1804年のハイチ独立宣言から58年後，長い拒否の末にハイチを承認したのはなぜなのかです。この点は2012年の論文で詳しく検討しました[27]。今だ未解明の部分もあるのですが，当面の結論は次のとおりです。

> 黒人と白人の共存や社会的・政治的平等の実現に懐疑的だったリンカーンは，人種問題の解決策として解放奴隷の国外移住が最善の方法と考えていた。ハイチ承認は，反レイシズム・反奴隷制・反植民地主義という性格を持つハイチ革命の帰結として誕生した黒人共和国に共鳴したからではなく，奴隷解放との表裏一体として着想されたハイチ（ヴァッシュ島）への黒人植民（Black Colonization）を遂行するための外交上の布石となる実利的・政治的な決断だった。

リンカーンの黒人植民構想とハイチ承認から浮き上がってくることとして，次の点も指摘しておきたいと思います。一つは，黒人に対する劣等視と異人種間混交への嫌悪から「白人共和国アメリカ」を希求するリンカーンにとって，ハイチは人種問題「解決」のための捌け口だったこと。もう一つは，黒人植民の可否をイギリスやデンマーク，オランダなどヨーロッパの国々には事前に打診したのに対して，中南米・カリブの国々には打診せず頭越しに実施しようとする傲慢さであり，そこからは，後の時代に一層鮮明になる，中南米・カリブ海地域を見下して支配することを当然と考える「帝国意識」が，この時点ですでに露わであることです[28]。

ちなみに，アメリカ史の少し詳しい概説書ではアメリカが1862年にハイチを承認したことは書かれていますが，その経緯を詳しく説明したものはなく，専門的に論じた研究もありません。アメリカでもほんの少しの研究があるだけです。

「ハイチからアメリカ史の断面への照射」の二つめは，アメリカ外交史の重要なエポックをなす，20世紀初めのトマス・ウッドロー・ウィルソン大

統領（在任1913〜21年）の「ミッショナリー外交」とフランクリン・デラノ・ローズヴェルト大統領（在任1933〜45年）の「善隣外交」，その内実です。

これについては2014年刊行予定の共著書のために用意している論文[29]から要点を箇条書きにしましたので，ご覧ください。

- アメリカによるハイチ占領開始1915年7月28日（ウィルソン）〜占領終結34年8月13日（ローズヴェルト）
- カリブ海域でのヘゲモニーとりわけパナマ運河(1903年着工，14年開通）の安全確保が至上命題。また，19世紀末からハイチに進出して影響力を持っていたドイツを排除する狙いも。
- 1915年7月27日ハイチ大統領虐殺事件を機に「非行ないし無能力のはなはだしい国」とみなして，翌28日かねて首都ポルトープランス港沖に停泊中の巡洋艦から海兵隊員を上陸させて軍事介入。
- 「米国海軍省は1914年11月に，ポルトープランスへの上陸と占領計画を策定していた」（ハンス・シュミット[30]）
- 「ハイチへの介入はかなり前から準備されていた。不可避で時間の問題だった」（フランソワ・ブランパン[31]）
- 多くは南部出身の白人からなる憲兵隊を創設。鉄道敷設工事にハイチ人を強制労働に徴用。農民が主体の抵抗運動を圧殺。
- ハイチ大統領は「コラボレイター」でさえない。傀儡＝「顧客 client 大統領」（シュミット）
- 強制労働徴用に反撥し「占領者ヤンキー」に立ち向かった農民の指導者シャルルマーニュ・ペラルトを逮捕・処刑して遺体を戸板に貼り付けて晒し，その写真を抵抗運動を抑える見せしめとするために流布させた[32]。
- ウィルソンの外交政策は，アメリカの自由主義と民主主義を世界に広める使命を喧伝したことから「ミッショナリー外交」と特徴づけられるが[33]，カリブ海政策から見た，その内実は，圧倒的に優勢な軍事力の行使を伴なった強圧的な「父権主義」（メアリー・レンダ[34]）であっ

た。

- 占領解除のきっかけ：1929 年 12 月 6 日ハイチ南西部レカイ近郊マルシャテルでの虐殺事件 ── 前日に逮捕された農民の釈放を求める 1500 人の農民が海兵隊員 20 人と対峙。石や鉈や棍棒を持っているだけの農民に向かって海兵隊員がライフル銃や自動小銃を乱射。農民に 24 人の死者と 51 人の負傷者。占領に反対するハイチ国民の運動が高揚。アメリカ国内，イギリス，フランスなどからも非難噴出。
- 占領解除は，当初条約で定められた期間よりも約 1 年前倒し。
- 占領解除から 1 週間後の 1934 年 8 月 21 日，ハイチで祝賀行事。そのときの標語は「第二の独立 Deuxième Indépendance」
- ローズヴェルト 1936 年 8 月 14 日演説：ハイチからの海兵隊撤退は，同じ 34 年にキューバとの「プラット修正条項」を破棄したのと同様に，「我が国政府の側に〔米州諸国の〕国民的誇りや主権を軽視することがあった」ことの反省による。「我が国は他のいかなる国も支配することを求めない。我が国は帝国主義に反対する。我が国は世界の軍備の縮小を願っている」として「善隣外交」を誇示。
- だが，「善隣外交」はハイチとカリブ海地域からの全面撤退を意味しない。占領支配の中核となっていた憲兵隊はアメリカ人が退いて「ハイチ化」されたが，「ハイチ共和国銀行」のほか多くの行政機関は 1940 年代半ばまでアメリカの統制下においた。35 年に締結された通商協定ではアメリカの利益を最大限尊重。
- ヨーロッパ向けには「自由」「民主主義」「民族自決」を誇示・喧伝する一方で，カリブ海地域には圧倒的軍事力を背景に強権的に介入するというダブルスタンダードによって，カリブ海地域に帝国主義的な覇権を確立した。

アメリカ史研究のなかでアメリカ=ハイチ関係は永らく等閑視されてきました。アメリカではハイチ革命から独立後の時期のアメリカ=ハイチ関係を論じた研究がようやく 2005 年頃から数冊出版され，また日本でも最近になって樋口映美さん，村田勝幸さんの研究が出ました(35)。

独立後のハイチ史，とりわけ20世紀以降のハイチ現代史はアメリカのプレゼンスを抜きにして語ることができません。また，アメリカ史においてもハイチとの関係はアメリカの外交史や世界戦略を考えるうえで必須です。それゆえ，ハイチからアメリカ史の断面を照射することの意味は小さくないでしょう。

II　近代世界史の「書き直し」の着想

私は，これまで述べてきたような「書き加え」をしていくうちに，部分的な「書き加え」では済まない，大がかりな「書き直し」が，ひいては，従来の近代世界史叙述と歴史認識の枠組み，つまり，パラダイムにも転換が必要ではないか，と考えるようになりました。多くのことを指摘したいのですが，時間の制約がありますので，ここでは，「書き直し」として着想している2点に限ります。

着想の一つは，「過去の克服」です。ご存知のように，「過去の克服」という言葉は，もともとは，ナチス・ドイツによる暴力支配が引き起こしたおぞましい帰結に対して戦後のドイツが行なってきた戦争責任や戦争犯罪の追及や反省，謝罪，戦後補償などの取り組みを包括する用語で，普通，〈Vergangenheitsbewältigung〉というドイツ語で表記されます。しかし，それは，ほかの歴史事象にも敷衍でき，16世紀初頭から19世紀後半までの長期にわたって行われた黒人奴隷貿易・奴隷制度をめぐる動向にも見ることができます。以下に最近20年ほどの動向から主なものを列挙しましたので，通読してください。

- ローマ法王ヨハネ・パウロ2世（在位1978〜2005年）は1992年2月に西アフリカ，セネガル沖のゴレ島を訪れた。ゴレ島は大西洋黒人奴隷貿易の一大基地となったところである。その奴隷要塞に立って，「奴隷貿易に従事したキリスト教国家とキリスト教徒に神の許しを乞う」と，カトリック教会として初めて公式に表明した(36)。
- 2001年5月10日のフランス議会は奴隷貿易と奴隷制度を「人道に対

する罪」と決議した。翌 2002 年 1 月 30 日，ジャック・シラク大統領は，「5 月 10 日」を「奴隷制廃止記念日」「奴隷制犠牲者追悼の日」とするとし，「奴隷制度はヨーロッパ人によって犯された嫌悪すべき事象」であり，「国家の偉大さは光だけでなく陰も含めたすべての歴史を認めることにある」とした(37)。

- 2001 年 8 月 31 日～ 9 月 8 日，南アフリカ共和国ダーバンで開催された国連主催「人種主義，人種差別，外国人排斥および関連のある不寛容に反対する世界会議」（通称「ダーバン会議」）は奴隷貿易と奴隷制度を「人道に対する罪」と宣言した(38)。
- ジャン=ベルトラン・アリスティド元ハイチ大統領は 2002 年から 04 年にかけて旧宗主国フランスに「返還と補償」を繰り返し要求した。「返還」とは，1825 年にフランスがハイチを独立国として承認する見返りとしてハイチがフランスに支払った「賠償金」の返還のことである。「補償」とは，奴隷貿易，奴隷制度や植民地支配に対する損害賠償のことである。フランス政府はいずれの要求をも拒否したため，未だ実現を見ていない(39)。
- ルラ・ダ・シルヴァ元ブラジル大統領は 2005 年 4 月 14 日，訪問先のセネガルで演説し「黒人に対して我々が行なったことを謝罪する」と言明した(40)。ブラジルは，奴隷貿易によるアフリカ人の導入が最多だった所であり，しかも奴隷制の廃止が 1888 年ともっとも遅かった国である。
- イギリスでは 2007 年に奴隷貿易禁止法制定 200 周年記念式典が行われたが，トニー・ブレア元首相は 3 月 25 日のビデオメッセージで，奴隷貿易は「歴史上もっとも恥ずべき出来事の一つ」であるとし，「深い悲しみと遺憾の意を表明する」と述べた(41)。また，同月 27 日のウエストミンスター寺院での記念式典では，ウィリアムズ・カンタベリー大主教が過去の誤りに真摯に向き合うよう訴えた(42)。
- カリブ共同体・共同市場（通称「カリコム CARICOM」）は 2013 年 7 月 6 日，植民地時代の先住民大量殺害やアフリカ系住民の奴隷化につ

いてイギリス，スペイン，フランス，ポルトガル，オランダの5カ国に公式の謝罪と補償を要求する方針を決定した[43]。

ヨハネ・パウロ2世の表明に関係して西山俊彦さんの著書『カトリック教会と奴隷貿易 ── 現代資本主義の興隆に関連して』（サンパウロ，2005年）を挙げます。カトリック教会は，プロテスタント教会も同じですが，世俗の権力と一緒になって奴隷貿易を推進した共犯者でした。西山さんの本はこの点を詳細に辿った日本では類書のない画期的な研究です。その西山さんは，じつはカトリックの司祭に叙階されている方なのです。神に仕えるキリスト者としての己の信仰を問い直すべく，カトリック教会の過去の罪責を真正面から検証した西山さんに最大限の敬意を表したいと思います。

ともあれ，奴隷貿易と奴隷制度を「人道に対する罪」とするのは今では共通認識となったと言って良いでしょう。アフリカ大陸から南北アメリカ大陸・カリブ海地域までの大西洋横断に平均2カ月を要した「中間航路」，スティーヴン・スピルバーグが映画『アミスタッド』で最高のリアリズムによって描き出した奴隷貿易船内の，あの筆舌に尽くし難い「地獄図」[44]。レイシズムと剝き出しの暴力によって人間を管理し搾取するための最悪の人権侵害である奴隷制度。その奴隷貿易と奴隷制度が，ようやく「人道に対する罪」と認定されました。奴隷貿易や奴隷制度が始まってから，じつに500年後のことです。

ところで，「人道に対する罪」という日本語は，英語の〈crime against humanity〉，フランス語の〈crime contre l'humanité〉の訳語として定着しているものです。しかし，この英語とフランス語は「人類に対する犯罪」と訳すこともできます。つまり，16世紀から19世紀後半までは「人道に対する罪」「人類に対する犯罪」が延々と続いた3百数十年間だった，ということにほかなりません。強調のために繰り返します。16世紀から19世紀後半までは，おぞましい「人道に対する罪」「人類に対する犯罪」が延々と続いた3百数十年間だった。

そこで想起されるのは，「資本は，頭から爪先まで，毛穴という毛穴から，

血と汚物を滴らしつつ生まれてくるのである」という，カール・マルクスが『資本論』第1巻（1867年）第7篇第24章「いわゆる本源的蓄積」の章で書いた名文です。資本と資本制生産様式の前史における「民衆の暴力的収奪過程」を特徴づける，このような性格は，資本の本源的蓄積の段階だけでなく，資本主義の全史にあてはまります。その点では，「イギリスの産業革命は奴隷とされたアフリカ人の血と汗の結晶だった」ことを克明に検証したエリック・ウィリアムズの名著『資本主義と奴隷制[45]』（1944年）が今もなお輝きを失っておりません。

さすれば，産業革命期のイギリス人だけでなく，「現在」の我々もまた，このような「負の過去」の上で生き得ているのだ，ということに思い至らなくてはならないでしょう。

着想の二つめは，「植民地責任」です。

奴隷貿易や奴隷制度をめぐる「過去の克服」の動向の多くは，植民地支配そのものには及びません。ダーバン会議は奴隷貿易と奴隷制度を「人道に対する罪」と宣言しましたが，植民地主義については「遺憾 regret なこと」とするにとどまりました。

その植民地支配そのものを「過去の克服」の議論の俎上に載せるのが，日本を発信地として提起されている「植民地責任」論です。

「植民地責任」の用語は，「植民地主義の過去を克服していくうえで，植民地支配を受けた側とそれを行った側との関係を分析するために着想された」新しい概念で，2004年に永原陽子さんを提唱者として総勢35名の歴史研究者による研究プロジェクトが立ち上げられ，その研究成果の一部は永原さんを編者とする『「植民地責任」論 ── 脱植民地化の比較史』（青木書店，2009年）として刊行されました。

「植民地責任」とは「他国・他地域の領土・領域を侵犯し，自国領土化し，あるいは自国権益のもとにおき，ないしは自国の経済的勢力圏のもとに組み入れ，それによって植民地住民に甚大な被害を与えたことに対する責任」のことです。研究会に加わった私は前に挙げた拙論「ハイチによる『返還と補償』の要求」を書いてフランスの植民地責任を論じました。

フランス国立社会科学高等研究院（EHESS：Ecole des hautes études en sciences sociales）発行の『アフリカ研究誌』（Cahiers d'études africaines）173/174合併号（2004年）が「[特集] アフリカ=ヨーロッパ=南北アメリカ間の補償・返還・和解」（Réparations, restitutions, réconciliations entre Afriques, Europe et Amériques）に論文25編を載せています。著者の大半は南アフリカ共和国やナイジェリアなどアフリカの研究者です。

また，2010年には「植民地主義補償 Colonialism Reparation」のサイトが開設され，多くの論説が掲載されています。

先に触れたダーバン会議では「過去の植民地支配の影響は今もなお続いており，世界各地で社会的・経済的不平等の要因となっている」と宣言されました。そのとおりで，植民地主義の問題は過去形で語られるべきものではありません。「ポストコロニアル」という用語で議論されているのは，まさに今日的な問題なのです。

ここで，2014年1月24日（「最終講義」の2週間前）に出た平野千果子さんの『フランス植民地主義と歴史認識』を紹介します。この本は，植民地主義の問題が，今日のフランス人の歴史認識の根幹にかかわる現在進行形の問題であることを，数多くの事例を挙げながら詳細に論じたものです。平野さんの特徴は「フランスの植民地主義を，支配された側が支えた側面があること，そして，そのことが，今日のフランス人の歴史認識の根底にあるという意味において，植民地支配の歴史を『交錯』という視点で読み解く[46]」（傍点は濱）というスタンスで書いていることです。私の場合はフランス植民地主義を「弾劾」あるいは「告発」する口調で書く傾向が強いことを自覚していますので，平野さんの双方向的な分析視角は重要な問題提起と受け止めたいと考えています。

おわりに ――「書き直し」のための視座：「新人文主義」

「おわりに」の見出しを「『書き直し』のための視座：『新人文主義』」と

しました。「新人文主義」の言葉を掲げたのは，人文学部の「最終講義」の「シメ」として相応しかろう，と考えたからでは，けっしてありません。後で述べますように，「新人文主義」は私の研究にとってまことに重要な視座だからです。

私は，これまでの近代世界史研究におけるパラダイムで転換されるべきものは，「大国」「強者」「中核」「マジョリティ」を歴史の主体とする近代世界史叙述であり，「一元的・単層的・平面的・普遍化的・予定調和的」歴史認識であり，そのような叙述や歴史認識を下支えしてきた人文主義や啓蒙思想である，と考えます。

ここで一言，補足します。直前で私は「一元的・単層的・平面的・普遍化的・予定調和的」歴史認識と申しましたが，濱はそのような歴史認識を代表する人物としてカール・マルクスを念頭に置いているのだろう，と推察する向きがあるかも知れません。しかし，そうではありません。「一元的・単層的・平面的・普遍化的・予定調和的」歴史認識とマルクスの歴史認識を等置させる論説が跡を絶ちませんが，それはマルクスの歴史認識についての誤解です。1860 年頃までのマルクスは「一元的・単層的・平面的・普遍化的・予定調和的」と言ってよい歴史認識を持っていたのは確かですが，1860 年代から晩年に至るマルクスの歴史認識は異なります。代表的には，つとに山之内靖さんが「一元的・単層的・平面的認識」から「多元的・多層的・立体的認識」への「転換」と特徴づけ(47)，あるいは毛利健三さんが「普遍化的世界史像」から「重層的世界史像」への「深層化」と特徴づけたように(48)，マルクスの世界史認識がほぼ 1860 年代を境として「転換」ないし「深化」したとする見方は今では常識となっています。重要なことは，マルクスの世界史認識にこのような「転換」「深層化」をもたらしたのが，植民地論わけてもアイルランド論，すなわち，マルクスが「アイルランド問題についての自身の見解を創造的に修正した(49)」ことでした。

もとに戻ります。近代ヨーロッパに起源をもつ人文主義は，神や教会に替えて「人間至上」を唱えましたが，佐藤弘夫さんが 2013 年 5 月の人文学部開設 20 周年記念シンポジウム「新しい人文学の可能性」での発題で見事

に表現していたように，「〈世界〉の構成者として人間のみが突出する近代の異形性[50]」を生み出しました。また，人文主義の延長上にある啓蒙思想は，弓削尚子さんがこれまた見事に整理してくれているように，人間による自然の支配，「未開」世界の「文明化」あるいは「植民地化」，女性に対する男性の支配，「人種」序列などを「合理的理性」の名のもとに積極的に肯定するという隘路，陥穽に嵌ったのでした[51]。

いま近代世界史研究に求められているのは，これまで歴史の客体とされてきた「小国」「弱者」「周縁」「マイノリティ」に然るべき正当な位置を与えた等身大の近代世界史への「書き直し」，ひいては，そのための「パラダイムの転換」である，と考えます。もとより，上杉先生も言われるように，「あくせく新しいパラダイムを追いかけ回すのは虚しい[52]」ことです。一つ一つ堅実に，緻密な実証研究を積み重ねて行くほかないのであり，そのような地道な研究なしに，あれこれと「新しいパラダイム」を夢想しても無意味でありましょう。

私の研究は，目下のところ，「書き直し」や「新しいパラダイム」に繋がる手がかりを，過去の思想や歴史事象のなかに発見ないし再発見することに向けています。

その一つは，フランスの啓蒙思想家ギヨーム・トマ・フランソワ・レナールが『両インド史[53]』（初版1770年）のなかで示した歴史認識です。この本には，いわゆる「地理上の発見」がもたらした不幸や害悪への洞察，「近代」への懐疑，植民地主義に対する批判，そして，歴史の変革主体を支配する者ではなくて支配され抑圧されてきた者に求めるという，まことに注目すべき論説が書かれているのです。ところが，そのような，啓蒙思想家の著書としては異色の論説が書かれた『両インド史』は，出版当時はベストセラーになるほどでしたが，1830年頃を境に「沈黙と忘却[54]」が起こり，以来，永らく無視され封印されてきました。1830年頃と言うと，フランスが，ハイチの独立によって「第一次植民地帝国」が崩壊した後，今度は矛先をアルジェリアなどアフリカへと向けて新たな植民地帝国の構築を目指す時代と符合します。そのような時代であってみれば，植民地の独立を唆

して，その不可避なることを説く，今日では「反植民地主義の兵器庫」と形容されるような『両インド史』が忘れ去られるのは，けだし当然のことであったでしょう。私の仕事の一つは，『両インド史』を「忘却」から救出し，封印から解き放つことです。

また，ダランベールと一緒に『百科全書』（1751〜72 年）を編纂した代表的な啓蒙思想家であるドゥニ・ディドロが，普通「啓蒙思想の異端児」とされる所以である「絶対的転倒の精神」――「絶対的転倒の精神」という命名はディドロ研究の第一人者である中川久定さんのものですが[55]――，「人間至上主義」や「理性崇拝」や「ヨーロッパの文明」への懐疑に根差した「絶対的転倒の精神」を再発見することも一つの仕事です[56]。

歴史のなかに発見すべきことの，もう一つがハイチ革命です。反レイシズム・反奴隷制・反植民地主義という性格を持つハイチ革命は，「地理上の発見」を起点とする世界秩序，つまり近代資本主義世界システムと，これを下支えした人文主義や啓蒙思想に対する，最初の，かつ根底的な挑戦，アンチテーゼだった，と考えるからです[57]。言い換えれば，ハイチ革命は，レナールの『両インド史』で示された歴史認識，ディドロの「絶対的転倒の精神」を現実に体現したもの，と言っても良いでしょう。その意味で，先に触れたように，近年，海外でハイチ革命研究が盛んになり，その意義が重要視されるようになったことは，我が意を得てまことに喜ばしいことです。

喜ばしいこととして，フランス革命研究の最近の動向にも付言しておきたいと思います。

一つは，2012 年 3 月に出たジャン=リュック・シャペイ他編『フランス革命は何をしたのか[58]』です。この本はソルボンヌ大学の「フランス革命史講座」のメンバー 5 名によるフランス革命研究の再検討ですが，そのうちの一章を割いて，フレデリック・レジャンが「奴隷制問題，植民地問題の視点が不可欠である」ことを縷々論じています[59]。フランス革命研究のメッカである「革命史講座」が，永らく等閑視してきた問題を遅ればせながら，ようやく本格的に取り上げるようになったのです。

日本では，まず2013年11月に出た『フランス革命史の現在』が注目されます。日本の研究者8名が革命史研究の課題を整理した論文集の末尾，今後の研究方向について触れた箇所で，山﨑耕一さんは「浜忠雄が孤軍奮闘している状態である」奴隷制問題，植民地問題の視角からフランス革命を研究することが重要であると書いています(60)。また，『歴史評論』2014年１月号で竹中幸史さんは，フランス革命200周年以後の日本における革命史研究を振り返りつつ今後の展望を示した論文「過ぎ去ろうとしない革命」のなかで，次のように書いています。少し長くなりますが引用します。「浜忠雄による一連の研究は，奴隷制廃止とハイチの独立を革命期の一エピソードに留まらせず，帝国史に接合する。これまで我われはフランス革命を，自由・平等・友愛の側面に注目してきた。しかしその陰で，近代フランスはハイチ独立を認めたとはいえ，かの地に賠償金支払いを課して『辺境』に固定し続け，またこれを梃子にして中米諸国の発展の機会を奪った。貧困，政情不安，麻薬を中心とする地下経済というハイチの現状は，フランス革命の不徹底による負の遺産でもある。私たちはフランス人でないがゆえに，この問題に強く踏み込むことができる。そしてまた日本人であるがゆえに，植民地の辺境化という問題を考えずに済ますことはできない。(61)」

このように，フランスと日本におけるフランス革命研究の「本流」が，奴隷制問題や植民地問題を重要視するようになりました。これまでフランス革命研究の「傍流」でしかなかった研究テーマが「本流」でも「市民権」を得た，ということでありましょう。今後，ハイチ革命研究を志す若い研究者が数多く現われて，私の研究が細部にわたって実証的に検証されることを願ってやみません。

これまで述べたような「書き直し」が退職後の「宿題」です。数年前から本学在職中の完成を期していたのですが，果たせぬまま退職後の「宿題」に持ち越すことになりました。ただし，「宿題」を果たせず「棺桶」に入ることになるかもしれない。

ともあれ，そのような研究のための有効な視座となるのが，北海学園大

学人文学部（Faculty of Humanities）の理念である「新しい人文学」（New Humanities）あるいは「新人文主義」（New Humanism）にほかなりません[62]。釈迦に説法でしょうが，「新人文主義」とは，近代ヨーロッパに起源を持つ人文主義（Humanism）を継承しつつ，同時に，その人文主義や啓蒙思想が嵌り込んだ隘路，陥穽から脱して，他者や自然と共生しながら，人間としてのあるべき生き方を追求しようとする視座です。それは，ハイチ史を中心とする私の研究にとっても，かけがえのない視座であります。

最後に，蛇足ながら，人文（科）学と人文主義の違いについて私見を述べさせてください。

人文（科）学は，社会科学，自然科学と並ぶ学問の一分野のことを言い，人間そのものと人為の所産たる文化を研究対象としています。それに対して，人文主義は研究や学びの視座，スタンスであって，それは，人文（科）学，社会科学，自然科学の別を問わず，すべての学問分野に関わるものです。とりわけ，他者や自然と共生しながら，人間としてのあるべき生き方を追求する「新人文主義」は，そうであります。その故に，「新人文主義」は北海学園大学全体の，すべての学部に共通する理念として掲げて良いのではないか，と考えるのですが，どうでしょうか。

11 年間，北海学園大学人文学部で研究と教育に携わることができたこと，そして「新人文主義」に出会えたことは，まことに幸せでありました。一緒に学んだ学生・大学院生の皆さん，同僚教員の皆さん，研究と教育を支えてくださったすべての職員の皆さんに，心から感謝申し上げます。

以上で「最終講義」を終わります。ご清聴ありがとうございました。

〔注〕

(1) 浜忠雄「『両インド史』における歴史認識の諸問題」（『北海学園大学　学園論集』157 号，2013 年 9 月）60-61 頁。

(2) 上杉忍『アメリカ黒人の歴史 ── 奴隷貿易からオバマ大統領まで』（中公新書，2013 年 3 月），同「本田創造著『アメリカ黒人の歴史　新版』は，なぜ書き直されねばならなかったのか ── 拙著『アメリカ黒人の歴史 ── 奴隷貿易

からオバマ大統領まで』に書かなかったこと」(『年報　新人文学』〔北海学園大学大学院文学研究科〕10 号，2013 年 10 月)。

(3)　最近の研究動向を浜「ハイチ革命再考」(『年報　新人文学』7 号，2010 年)で整理した。

(4)　Marcel Dorigny, *Révoltes et révolutions en Europe et aux Amériques*, Paris, 2004.

(5)　Nick Nesbitt, *Universal Emancipation: The Haitian Revolution and the Radical Enlightenment*, New York, 2008.

(6)　『ハイチ革命とフランス革命』(北海道大学図書刊行会，1998 年)，『カリブからの問い ── ハイチ革命と近代世界〔世界歴史選書・国家と地域を問いなおす〕』(岩波書店，2003 年)，『ハイチの栄光と苦難 ── 世界初の黒人共和国の行方〔世界史の扉・地域 6 〕』(刀水書房，2007 年)

(7)　下にサン=ドマングにおける奴隷解放運動の開始からフランス革命議会による奴隷制廃止決議に至る歴史を示した図版を 3 枚挙げる。

1791 年 8 月 14 日
「カイマン森の儀式」
ヴードゥーの儀式で蜂起を誓う

1791 年 8 月 22 日
黒人奴隷の一斉蜂起

1794 年 2 月 4 日
革命議会が黒人奴隷制廃止決議

下の 3 枚はフランス人が描いた図版である。いずれも，〈解放する者＝フランス人（あるいはフランス革命），解放される者＝黒人奴隷〉という「上から目線」が露骨である。後述する「文明化の使命」や「フランス・イデオロギー」の言説は，すでにこの時点で現れていると言えよう。

「黒人の友の会」のメダイヨン

奴隷制廃止を記念する煙草入れ（作者不詳）

『奴隷制廃止のアレゴリー』(作者不詳)

これと対照的なのがハイチ人の意識である。下の 2 枚では，奴隷解放は自ら闘い取ったものだという歴史認識が表現されている。

エディ・ジャック
『ソントナクスが解放された
奴隷に武器を渡す』（1991 年）

無名逃亡奴隷の顕彰碑
（1987 年 A・マンゴネーズ作）
2010 年 1 月の震災前の撮影

(8) 『女性と女性市民の権利の宣言』は Olympe de Gouges, *Œuvres*, Présentées par Benoite Groult, Paris, 1986, pp. 103-104 による。

(9) この点については下の図版を参照されたい。

ヴェルサイユ行進
（1789 年 10 月 5 ～ 6 日）

オランプ・
ドゥ・グージュ

グージュの処刑
メテ『知性が抹
殺される広場』

フランス革命の初期には「共和国」や「自由」は一般に女性像（マリアンヌ）によってシンボライズされていたが，ジャコバン独裁が始まる 1793 年頃から，これを男性像（ギリシア神話に登場するヘラクレス）に置き替えられた。この点は浜「ジロデ=トリオゾンの作品における身体表象 ── レイシズム，ネイション，ジェンダー」（『北海学園大学　学園論集』155 号，2013 年）で詳論した。

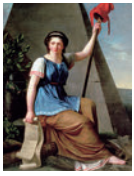

ナニヌ・ヴァラン
『自由』（1792 年）

オーギュスタン・デュプレ
『ヘラクルス』（1793 年）

⑽　辻村みよ子「フランス革命と『女権宣言』」(『法律時報』48 巻 1 号，1976 年)，同「フランス革命期における女性の権利」(『成城法学』17 号，1984 年)，同『人権の普遍性と歴史性 ── フランス人権宣言と現代憲法』(創文社，1992 年)など。他に，オリヴィエ・ブラン，辻村みよ子訳『女の人権宣言 ── フランス革命とオランプ・ドゥ・グージュの生涯』(岩波書店，1995 年) などの訳書。

⑾　浜『ハイチ革命とフランス革命』の第 4 章「女性の権利と黒人の権利 ── オランプ・ドゥ・グージュの黒人奴隷制観」

⑿　Louis-Sébastien Mercier, *Tableau de Paris*, 1782, 83, 88. Edition établie sous la direction de Jean-Claude Bonnet, Paris, 1994, tome 1, chapitre CMLXXIX, “Enfants abandonnés”, pp. 1376–1379. 引用文は p. 1376. 原宏編訳『18 世紀パリ生活誌』(岩波文庫，全 2 巻，1989 年) 上，350 頁。パリの捨て子養育院は，1637 年にサン=ヴァンサン・ドゥ・ポール神父が自分の修道院の一角を捨て子養育院に充てたのが起源だが，収容数が激増したため 1670 年に王立へ移管した。ジャン=ジャック・ルソーが妻テレーズとの間に生まれた 5 人の子どもをすべて捨て子養育院に容れたことはよく知られていよう。捨て子と並んで，里子に出すことも一般的に見られた。里子の死亡率も高かった。また，子どもの授乳・養育のために乳母を雇うことも一般的に見られた。

サン=ヴァンサン・ドゥ・ポール院長と慈善の女性たち

里子の「運び屋」

フォンテーヌブロー派『浴室のガブリエル デストレ』

⒀　Bernard-Benoît Remacle, *Des hospices d’enfans-trouvés, en Europe, et particulièrement en France, depuis leur origine jusqu’à nos jours*, Paris, 1838 による。本書は 1836 年に「ガール王立アカデミー」が「捨て子」問題について募集した懸賞論文(論題：「捨て子施設は公共の習俗にとって好ましいか有害か？　捨て子施設は存続すべきか廃止すべきか？」)への応募論文である。ルマクルは捨て子施設を「必要悪」と論じている。

⒁　二宮宏之「7 千人の捨子」(『月刊百科』221，平凡社，1981 年。同『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社，1986 年に再録)，藤田苑子『フランソワとマルグリット』(同文館，1994 年)

⑮　浜「『子供の歴史』をめぐる諸問題〔Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ〕」（『北海道教育大学紀要』37-1，37-2，38-1，1986～87 年）

⑯　浜前掲『ハイチ革命とフランス革命』のほか，平野千果子『フランス植民地主義の歴史 ── 奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで』（人文書院，2002 年），西川長夫『フランスの解体？ ── もう一つの国民国家論』（人文書院，1999 年）とくに「フランス・イデオロギーをめぐって」，Nicolas Bancel/Pascal Blanchard/Françoise Vergès, *La république coloniale*, Paris, 2003. 平野千果子・菊池恵介訳『植民地共和国フランス』（岩波書店，2011 年）

⑰　Lynn Hunt, *The French Revolution and Human Rights*, New York, 1996, p. 4. この本は 3 年次の演習のテキストに用いた。

⑱　ヴェトナム民主共和国独立宣言は高木八尺・末延三次・宮澤俊義編『人権宣言集』（岩波文庫，1957 年）345-349 頁（稲子恒夫訳）による。

⑲　Patrick Bellegarde-Smith, *Haiti. The Breached Citadel*, Boulder, San Francisco & London, 1990, p. 45.

⑳　Nesbitt, *op. cit*.

㉑　西川「フランス革命と国民統合」（『思想』789 号，1990 年）123 頁。これは 1989 年 10 月に東京大学と京都大学で開催された「フランス革命 200 周年記念シンポジウム」での発表である。

㉒　Aimé Césaire, *Toussaint Louverture. La Révolution française et le problème colonial*, Paris, 1962, pp. 289-290.

㉓　Yves Benot, *La démence coloniale sous Napoléon*, Paris, 1992.

㉔　Claude Ribbe, *Le crime de Napoléon*, Paris, 2005.

㉕　当時，ハイチ革命軍は青・白・赤のトリコロールにフランス共和国（République Française）のイニシャル「R・F」をあしらった軍旗を用いていたが，1803 年 5 月 18 日には，トリコロールから白を取り去って，現在のハイチ国旗の原型となる青・赤の二分割旗とし，「R・F」に換えて「自由を，しからずば死を Liberté ou la Mort」を入れた。現在のハイチ国旗の中央の国章には「解放」「自由」を象徴する「フリジア帽」を乗せた椰子の木，6 本の国旗，大砲，砲弾，太鼓，ラッパなどが描かれ，下のリボンにはフランス語で〈L'UNION FAIT LA FORCE（団結は力なり）〉という国の標語が書かれている。この国章はハイチの独立が激しい戦いをとおして達成された歴史を表現している。

ハイチ革命軍
1803 年の旗

現在のハイチ国旗と国章
（1986 年 2 月 25 日制定）

(26)　Philippe Sagnac, *La législation civile de la Révolution française, la propriété et la famille, 1789-1804*, Paris, 1899.

(27)　浜「リンカーンの黒人植民構想とハイチ承認」(『北海学園大学　人文論集』53 号，2012 年 11 月)

(28)　リンカーン時代の海軍長官でリンカーン顧問団の一人として奴隷解放宣言草案の議論にも加わったギデオン・ウェルズは，黒人植民を「国外追放 deportation」と表現している。Henry Louis Gates Jr. (ed.)/David Yacovone (co-ed.), *Lincoln on Race & Slavery*, Princeton/Oxford, 2009, pp. lv-lvii による。

(29)　浜「第一次世界大戦と米国のハイチ占領」(永原陽子編『植民地世界からみた第一次世界大戦』ミネルヴァ書房，2014 年刊行予定)

(30)　Hans Schmidt, *The United States Occupation of Haiti, 1915-1934*, New Brunswick, 1971, Second Printing, 1995, p. 16.

(31)　François Blancpain, *Haïti et les Etats-Unis, 1915-1934, Histoire d'une occupation*, Paris, 1999, p. 23.

(32)　下左は米軍が撮影して流布させたペラルト処刑の写真。だが皮肉にも，アメリカの意図に反して，キリストの磔刑を彷彿とさせるペラルトの姿から「解放と抵抗の英雄」伝説が生まれた。下右，ハイチ・アートの巨匠であるフィロメ・オバン『シャルルマーニュ・ペラルトの磔刑』(1955 年) は，その代表例である。アンドレ・マルローが「世界最高の絵描き人」と絶賛したハイチの絵画については浜「ブラック・ディアスポラとハイチ・アート」(『北海学園大学　学園論集』132 号，2007 年) で論じた。

(33) 志邨晃佑「革新主義改革と対外進出」（有賀貞・木下尚一・志邨晃佑・平野孝編『アメリカ史　II　1877-1992 年』山川出版社，1993 年）

(34) Mary A. Renda, *Taking Haiti. Military Occupation & the Culture of U. S. Imperialism, 1915-1940*, Chapel Hill/London, 2001.

(35) 以下を参照。Gordon S. Brown, *Toussaint's Clause. The Founding Fathers and the Haitian Revolution*, Jackson, 2005; Jose Saint-Louis, *The Haitian Revolution in the Shaping of American Democracy*, Coral Springs, 2008; Matthew J. Clavin, *Toussaint Louverture and the American Civil War. The Promise and Peril of a Second Haitian Revolution*, Philadelphia, 2010; Maurice Jackson/Jacqueline Bacon (eds.), *African Americans and the Haitian Revolution*. Selected Essays and Historical Documents, New York, 2010. 樋口映美「アメリカ合衆国の公的記憶から消されるフランス／ハイチ革命の功罪 ── 自由黒人・奴隷蜂起・移住問題をめぐって（1790 年代-1830 年代）」（『専修人文論集』第 80 号，2007 年），村田勝幸「ヘイシャン・ディアスポラからアフリカン・ディアスポラへ ── 警察の残虐行為から構築する人種連帯のかたち」（樋口映美編『激動する〈黒人〉コミュニティ ── アメリカ史を問う』彩流社，2012 年）

(36) http://www.peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/doreimondai［2013/06/15 アクセス］

(37) http://www.sangonet.com/hist/FichHistoire/esclavage-F-DComm_JC.html［2013/06/15 アクセス］

(38) http://www.unhchr.ch/html/racism/02-documentscnt.html［2013/06/15 アクセス］

(39) http://www.thinkinganglicans.org.uk/archives/002323.html［2013/06/15 アクセス］

(40) http://www.bbc.co.uk/2/hi/americas/7046262.stm［2013/06/15 アクセス］

(41) http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/6493507.stm［2013/06/15 アクセス］

(42) http://www.thinkinganglicans.org.uk/archives/002323.html［2013/06/15 アクセス］

(43) http://www.jcp.or.jp/akahata/aik13/2013.../201308100601_1.html［2013/06/15 アクセス］

(44) 映画『アミスタッド』は，「ヨーロッパ史 II」の講義で大西洋三角貿易に言

及したなかで，奴隷貿易船の様子を描いた戦慄の場面(約 15 分)を上映した。また「英米文化講読II」では，映画の全部（155 分）を観た後に「アミスタッド号事件」に関する論文 2 編を講読した。

アフリカでの「奴隷狩り」

「地獄図」の奴隷貿易船内

奴隷の拘束用具

(45)　Eric Williams, *Capitalism and Slavery*, New York, 1944. 中山毅訳，理論社，1968 年

(46)　平野『フランス植民地主義と歴史認識』（岩波書店，2014 年）17 頁。

(47)　山之内靖『マルクス・エンゲルスの世界史像』（未来社，1969 年）

(48)　毛利健三『自由貿易帝国主義』（東京大学出版会，1978 年）とくに第 2 章「イギリス自由貿易主義と『低開発』── マルクス自由貿易論の再検討」。

(49)　ドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス=レーニン主義研究所「『マルクス・エンゲルス全集』第 16 巻への序文」（大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス・エンゲルス全集』大月書店）第 16 巻，xxvi 頁。淡路憲治『マルクスの後進国革命像』（未来社，1971 年）なども参照。詳細は浜前掲「『両インド史』における歴史認識の諸問題」で言及した。

(50)　佐藤弘夫「神・人・死者 ── 日本列島における多文化共生の伝統」（北海学園大学人文学部開設 20 周年記念シンポジウム「新しい人文学の可能性」2013 年 5 月 20 日）

(51)　弓削尚子『啓蒙の世紀と文明観』（山川出版社，2004 年）

(52)　上杉「[巻頭言] 人間の慢心を戒め，深く大地に根差して」（『年報　新人文学』10 号，2013 年）

(53)　詳題は『東西両インドにおけるヨーロッパ人の建設と通商に関する哲学的・政治的歴史』（*Histoire philosophique et politique des établissements et du commerce des Européens dans les Deux Indes*, 1e éd., 1770; 2e éd., 1774; 3e éd., 1780）

(54)　Hans Wolpe, *Raynal et sa machine de guerre. L'Histoire des Deux Indes et ses perfectionnements*, Stanford Univ. Pr., 1957, p. 9.

(55)　中川久定『啓蒙の世紀の光のもとで ── ディドロと「百科全書」』（岩波書

店，1994 年）23 頁。

(56) 詳細は浜前掲「『両インド史』における歴史認識の諸問題」を参照されたい。

(57) アメリカ独立革命は西半球で最初に植民地支配を打ち崩したが，独立後もなお約 90 年間にわたって黒人奴隷制を温存したため，近代資本主義世界システムに対する根底的な挑戦とはならなかった。この点は浜「ハイチ革命と『西半球秩序』」（『北海学園大学　人文論集』42 号，2009 年）で詳論した。

(58) Jean-Luc Chappey/Bernard Gainot/Guillaume Mazeau/Frédéric Régent/Pierre Serna, *Pour quoi faire la Révolution*, Marseille, 2012.

(59) Régent, “Pour quoi faire l’histoire de la Révolution française par les colonies?”. レジャンは 1969 年生まれの気鋭の研究者で，すでに *La France et ses esclaves. De la colonisation aux abolitions (1620-1848)*, Paris, 2007 においてフランス領植民地の黒人奴隷制を，その始まりから廃止までを概観し，フランス革命期についても豊富な叙述を与えていた。だが残念ながら，この本や前記の論文で書かれている内容の多くは既知のもので，特段に新しい知見は得られなかった。

(60) 山﨑耕一「フランス革命史研究の未来」（山﨑耕一・松浦義弘編『フランス革命史の現在』山川出版社，2013 年）248 頁。

(61) 竹中幸史「過ぎ去ろうとしない革命 ── フランス革命 200 周年以後の日本における革命史研究」（『歴史評論』765 号，2014 年 1 月）90 頁。

(62) 「新人文主義」とは何かを簡潔に説明した文章として，論文や講義，演習などで幾度も紹介したことのある，大濱徹也氏の文をここでも引用する。「『新人文主義』は，人間解放の名の下に人間が自然を征服し，人間至上が『近代』の価値であると思いみなし，人間が欲望のおもむくままに世界を支配することに道を開いた人文主義が堕ちこんだ隘路を凝視し，人間が人間であるとは何かを問い質そうとするものである。」（大濱徹也「［巻頭言］新しき飛翔の場として ──『年報　新人文学』刊行によせて」『年報　新人文学』1 号，2005 年，2 頁）

〔図版出典〕

Selden Rodman, *Haiti: The Black Republic, The Standard Guide to Haiti*, Old Greenwich, 1973.

Selden Rodman, *Where Art Is Joy. Haitian Art: The First Forty Years*, New York, 1995.

Jean Métellus/Marcel Dorigny, *De l'esclavage aux abolitions, XVIIIe-XXe siècles*, Paris, 1998.

Gérard Thélier/Pierre Alibert, *Le grand livre de l'esclavage, des résistances et de l'abolition*, Paris, 1998.

Ida Blom/Karen Hagemann/Catherine Hall, *Gendered Nations. Nationalisms and Gender Order in the Long Nineteenth Century*, New York, 2000.

Yvonne Knibiehler/Catherine Fouquet, *L'Histoire des mères du Moyen-Age à nos jours*, Paris, 1980.

Olivier Blanc, *Une femme de liberté. Olympe de Gouges*, Paris, 1989.

〈追記：「濱忠雄」名と「浜忠雄」名の併存について〉

「最終講義」は本名の「濱忠雄」名で行いましたが，これまで研究はすべて「浜忠雄」名で発表してきましたので，文献・引用注では，著書・論文等での執筆者名の表記のとおり，「浜忠雄」名で記載しました。